



東日本大震災で被災された製造業者の皆様へ

震災で甚大な被害を受けた製造業者（中小企業者）の皆様は、事業再開・継続を支援するため、生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金

対象者

県内での事業再開又は継続を目指す中小製造業者
ただし、下記（１）及び（２）に該当するものを除く

（１）下記①～③のいずれかに該当する中小製造業者（みなし大企業）

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

（２）県で実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助事業の交付決定を受けているもの

対象経費

東日本大震災により損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要不可欠であり、直接利用される生産施設（工場・倉庫）及び生産設備（機械・装置）の修理、建替・入替に要する経費

※ 発災以降の経費で交付決定前であっても、写真や書類等による確認が可能で、県が適正と認めた場合には対象となります。

補助率・限度額

補助対象経費の1／2以内

上限額：2,000万円 下限額：100万円

《募集期間》

平成23年9月28日(水)から平成23年10月12日(水)午後5時まで【必着】
提出書類や提出先などの詳細については、下記ホームページでご確認ください。

宮城県食産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/syokushin/>

宮城県新産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/>

問い合わせ先

◆食品製造業者 宮城県農林水産部食産業振興課 食品製造業復興支援チーム
電話：022(211)2963

◆上記以外の製造業者 宮城県経済商工観光部新産業振興課 高度電子機械産業振興班
電話：022(211)2765



東日本大震災で被災された観光事業者の皆様へ

宮城県は、東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために「観光施設再生支援（補助）事業」を事業化いたしました。

ご利用頂ける方

東日本大震災により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する
中小企業者等 ※1, 2

対象施設

- ①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設
- ②その他、知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください）

※1 民間の方で、個人、法人の別は問いません。

※2 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業を営む中小企業者等を除く。

◆対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替
に要する経費

- (1)土地復旧費
- (2)解体撤去費
- (3)修復・建替費
- (4)買替・修繕費
- (5)移設費



など

◆補助率

1/2 （※対象経費の1/2まで）
（上限10,000千円，下限1,000千円）

お知らせ

●募集期間

平成23年9月28日(水)～

平成23年10月12日(水)

●申請先、様式及び必要な書類等については、9月14日中に県ホームページ等でお知らせいたします。

<http://www.pref.miyagi.jp/kankou/>

・問合せ先 宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話 022-211-2823 / FAX 022-211-2829

e-mail:kankou@pref.miyagi.jp

東日本大震災で大きな被害を受けられた『商業者』の方々の 事業の再開を支援します！

事業の再開に必要な施設(店舗等)及び設備の整備に要する経費を補助します
再開方法によって、2つの補助金のどちらか一方を選んで申請できます

※ 両方とも申請することはできません

店を復旧する場合はこちら

別の店を借りる場合、
仮設店舗を作る場合はこちら

商店復旧支援補助金

- ・施設の修復・建替経費
- ・設備の修繕・買替経費
- ・被災施設の解体撤去費 など

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円
下限 100万円

補助対象経費

補助率

補助限度額

商業活動再開支援補助金

- ・仮店舗の取得・借上経費
 - ・仮店舗の設備設置経費 など
- ※ 借上経費は最大24か月分まで

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円
下限 100万円

※借上経費は年度毎に分けて交付します

対象となる方

- ① 卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営む中小企業者の方
(対象とならない業種もありますので、詳しくはお問い合わせください)
- ② 施設が全壊又はそれに近い大規模な被害を受けた方
- ③ 県内で事業を再開・継続する方

※ ①、②、③のすべてに当てはまる方が対象となります

※ 既に再開している方も、写真や書類で被災状況が確認できれば対象となります

※ 次の事業を利用される方は、本事業を利用できません

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【中小企業庁、宮城県】
- ・仮設施設整備事業【中小企業基盤整備機構】

申請受付期間

平成23年9月28日 から 平成23年10月12日 まで
※申請書提出先など、詳しくはホームページ等でお知らせします

問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班
電話：022-211-2746 (直通)
FAX：022-211-2749
Eメール：syokeisisin@pref.miyagi.jp
ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/